

(仮称)野洲市立病院整備基本計画について

<都市基盤整備特別委員会資料>

平成 27 年 4 月 15 日

野洲市政策調整部
企画調整課地域戦略室

計画策定の経緯及び目的

市民の健康と医療を守る中核的医療拠点となる市立病院設置に向けて、平成 23 年以降市民の参画と専門家の意見も得ながら検討を重ねてきました。

当初、野洲病院から『新病院基本構想 2010』の提案を受けて行った、「地域医療における中核的医療機関のあり方検討」において、野洲市には病院が必要との結論を基に平成 25 年 10 月に策定した『野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針』、また、市立病院の必要性や可能性、その病院像等について慎重な検討と議会審議を積み重ね、平成 26 年 3 月「(仮称)野洲市立病院整備基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定しました。

今回、この基本構想をより具現化するために、①病院像、②病院施設、③収支計画等について検討し、医療専門家などによる「(仮称)野洲市立病院整備基本計画評価委員会」及び都市基盤整備特別委員会の審議を踏まえ「(仮称)野洲市立病院整備基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

今後の予定として、今年度、当基本計画に基づき、市立病院の建築、構造、設備、機能等の設計の基本方針を定める基本設計の作業を進め、関係機関と協議を重ね市立病院の開設計可手続きを予定していました。

【本編 P1-2】

基本計画の概要

I 全体計画

1 病院の名称 (仮称)野洲市民病院

2 病院の立地 野洲市小篠原 2203 番 1 他

3 病院の基本理念・基本方針

(1)基本理念 『信頼ある医療の提供を通じて、市民の健康を守り、福祉を増進し、暮らしの安心につなげ、市民とともに持続ある地域医療を育てます。』

(2)基本方針

- ① 市民の生命・人格を尊重し、安全で上質な医療サービスを提供します。
- ② 快適で利便性の高い、市民にとって身近で親しみのある医療機関となるよう努めます。
- ③ 地域の医療機関や保健・福祉機関との連携を推進し、市民の健康増進を図ります。
- ④ 職員の意欲・能力向上に努め、やりがいを感じることでできる職場環境を整えます。
- ⑤ 経営責任の明確化と経営の透明性を確保し、病院経営の最適化に努めます。

【概要版 P1・本編 P3】

4 担うべき医療機能

(1) 市立病院の役割

- ・ 中軽度の症状での入院、通院患者への対応
- ・ 大学病院などの急性期で重度な医療を担う病院と自宅療養の間をつなぐ役割
- ・ 在宅医療を推進する上で診療所等の後方支援の役割

【概要版 P1・本編 P4】

(2) 5 疾病への対応

生活習慣病その他の市民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる「悪性新生物」「脳卒中」「心筋梗塞」「糖尿病」「精神疾患」の5疾病に対応します。

【概要版 P2・本編 P4-5】

(3) 4 事業への対応

・ 医療の確保に必要とされる、「救急医療」「災害時における医療」「へき地の医療」「周産期医療」「小児医療（小児救急医療を含む。）」の5事業のうち、「へき地の医療」を除く、4事業について対応します。

【概要版 P2・本編 P6】

5 診療体制等

(1) 診療科

現野洲病院が担っている診療科を基に、野洲市地域における受療動向等を調査し専門家の意見を踏まえ必要診療科を決定しました。

①内科 ②小児科 ③外科 ④整形外科 ⑤婦人科 ⑥泌尿器科 ⑦眼科

⑧リハビリテーション科 ⑨人工透析 ⑩耳鼻いんこう科 【概要版 P2・本編 P6】

(2) 病床数

総病床数を 180 床程度とし、うち一般病床を 100 床、回復期リハビリテーション病床 40 床、地域包括ケア病床 40 床とします。

【概要版 P2・本編 P6】

6 市立病院の運営

(1) 運営形態

市が地方公営企業法全部適用により直接運営します。

【本編 P7】

(2) 特色ある機能の整備

市民の健康と医療を守る中核的医療拠点として、地域ニーズにあわせた連携機能、特化した専門医療機能を整備します。また、健康管理センター・患者サポートセンター・地域包括支援センターを整備します。

【概要版 P3・本編 P7】

(3) 医療スタッフの確保

大学等との連携のほか、ワークライフバランスの取り組み、地域ボランティアの活用等により必要となる医療スタッフを確保します。

【概要版 P3・本編 P8】

(4) 医療スタッフの育成

医療スタッフの能力向上や地域住民ボランティアの育成のため、教育・研修制度を充実します。

【概要版 P3・本編 P8】

(5) 地域包括ケアシステム

「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み」の実現を目指し、地域の保健・医療・福祉連携に努めるとともに、大学病院などの急性期で重度な医療を担う病院と自宅療養の間をつなぐ役割を担います。

【概要版 P3・本編 P8】

7 施設整備の視点

以下の視点により施設整備を図ります。

- ・施設の整備に向けて、以下のバリアフリー構造やユニバーサルデザインの採用、患者プライバシーに配慮するなど患者にやさしい施設
- ・周辺施設環境、安全な交通環境に配慮するなど地域に認められる施設
- ・周辺景観と調和するデザインの採用、建物配置など環境に配慮した施設
- ・耐震性能に優れた構造の採用や一時避難スペースの確保など災害対応を想定した施設
- ・効率的な業務実施が可能な配置や、清潔及び感染区分等を明確に分離など
- ・職員が働きやすい施設
- ・メンテナンスの容易な構造や新たな医療機器の導入等、将来の変化に柔軟に対応できる建物構造とし、長期的な維持管理費の削減に配慮する。また、効率的な実施設計と建設工事が行える方法を検討する。

【概要版 P4・本編 P9-10】

8 部門配置

病院組織については、以下の 17 部門とし、患者負担および職員負担、さらには医療安全面を考慮し、関連性を考慮した効率的な配置を目指します。

- ①外来部門 ②救急部門・災害医療部門 ③病棟部門 ④内視鏡部門
⑤外来化学療法部門 ⑥人工透析部門 ⑦健康管理センター ⑧患者サポートセンター
⑨手術部門 ⑩薬剤部門 ⑪診療放射線部門 ⑫臨床検査部門
⑬リハビリテーション部門 ⑭中央滅菌部門 ⑮臨床工学部門 ⑯栄養部門
⑰事務・管理部門

【本編 P10-12】

II 部門別基本計画

各部門の基本方針を基に、運営計画、施設計画を定めています。

主な部門の概要

① 外来部門

年間稼働日数：245 日、延べ外来患者数：304 人、診療科目数 10、診療開始時間は 9 時から等の運営計画を基に、待合、案内・受付、外来指導、処置・注射・点滴、採血・採尿、患者サポートセンター、医事会計、薬渡し、患者用、スタッフ用の 10 種の諸室構成でゾーニング及び配置条件を定めています。 【本編 P13-18】

② 救急部門・災害医療部門

地域診療所、病院、介護施設や医師会と連携し、中等症～重症にわたる救急患者の 24 時間体制の受け入れ等の運営計画を基に、救急入口、治療・処置、患者用、スタ

ップ用、剖検室、霊安室の 6 種の諸室構成でゾーニング及び配置条件を定めています。【本編 P19-22】

③ 病棟部門

一般病棟 100 床、回復期リハビリテーション病棟 40 床、地域包括ケア病棟 40 床の病棟計画の運営計画を基に、病室、診察・処置・説明、患者療養環境、スタッフ用、回復期リハビリテーションの 5 種の諸室構成でゾーニング及び配置条件を定めています。【本編 P23-27】

Ⅲ 医療情報システム・物品管理システム・医療機器整備計画

医療情報システム・物品管理システムに係る基本的な考え方や優先度、医療機器の整備計画を定めています。【本編 P78-87】

Ⅳ 建設計画

1 立地場所

位 置：滋賀県野洲市小篠原字向平田 2203 番 1 外

敷地面積：約 5,500 m²程度

2 建設概要

施設延床面積：13,500 m²

建設工事費：約 48 億 6 千万円

【概要版 P4・本編 P88-91】

Ⅴ 事業収支計画

1 病院整備費用

病院施設整備等費用は約 76 億円。

【概要版 P4・本編 P92】

2 年次収支計画

病院の機能、診療体制、施設整備等の条件を基に、野洲病院の実績値及び公的統計資料等のデータを使用し試算しています。

【概要版 P5・本編 P92-93】

Ⅵ スケジュール

【概要版 P6・本編 P94】

